

# 事務所衛生基準規則等の改正について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課  
主任中央労働衛生専門官 構 健一

## 1 はじめに

本年12月1日に、事務所衛生基準規則<sup>注1)</sup>（以下「事務所則」という。）と労働安全衛生規則<sup>注2)</sup>（以下「安衛則」という。）が改正され、一部を除き施行されました<sup>注3)</sup>。事務所則は、事業場のうち事務所（陸運業では営業所の事務室など）に適用される衛生基準で、机の上の明るさや、空調、便所の設置基準、休憩の設備などが定められています。事務所以外の倉庫や配送作業場などについては、事務所則の適用はありませんが、安衛則の衛生基準が適用されます。

今回の改正では、明るさや便所の設置基準など、50年ぶりに見直されたものもあります。既存の設備がこれまでの基準に適合したものであれば、直ちに設備の見直しが必要となることはないと思われますが、法令改正を機に、働く人にとって必要な衛生基準を満たしているかどうか、今一度確認しましょう。

## 2 事務所則改正のポイント

事務室での事務作業は、危険機械の取扱いや有害業務を伴うものではありませんが、そこで働く労働者が健康に業務を行えるよう、事務所則で一般的な衛生基準が定められています。今回改正されたポイントは、事務室の作業面の照度（明るさ）と、便所の設備基準の2つです。

### (1)事務室の作業面の照度

事務作業については、作業の区分が3つに分けられ、それぞれに対して作業面（事務作業を行う机の上など）の照度の基準が定められていますが、令和4年12月1日から、基準が次の表のように変更になります。

表 事務所則 照度の基準

改正前（事務所則第10条第1項）		改正後（令和4年12月1日～）	
作業の区分	基準	作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上	一般的な事務作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上		
粗な作業	70 ルクス以上	付随的な事務作業	150 ルクス以上

※個々の事務作業に応じた適切な照度については、JIS Z 9110などの基準を参照する。

営業所での伝票処理や経理業務などは、一般的な事務作業に該当し、書類の袋詰めやファイル綴じなどは付随的な事務作業に該当することが多いと思われます。1年先には、照度の基準が1段階上がることとなりますが、この照度基準はどのようなものでしょうか。

通常の視力の人の日刊紙や文庫本を苦勞なく読めるようであれば、300ルクス以上の基準は満たしていると考えてよいと思いますので、通常の作業に支障がなければ、照度計を用意して実測するまでの必要はありません。机の上の明るさが不足すると思われるときは、天井の照明の点検・掃除や、卓上スタンドなどにより、明るさを確保しましょう。もちろん、作業の種類や個人的要因（加齢など）により必要とする明るさは異なりますので、目の疲れや肩こりの原因にならないよう、必要な明るさを確保してください。

一般的な事務作業においては、パソコンやタブレットなどの情報機器が広く用いられています。「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」<sup>注4)</sup>を参照して、眼に

やさしい作業環境を整えましょう。

なお、事務所以外の作業場における照度の基準は、安衛則に定められていますが、今回は改正されません。

## (2)便所の設備：独立個室型の便所

作業場に設ける便所の設備は、事務所則と安衛則において必要数などが定められています。多くの労働者が働く作業場に必要な数のトイレ設備がないと、労働者の健康に支障を生ずるからです。必要な数は、在籍する労働者数ではなく、「同時に就業する労働者数」によります。したがって、例えば、配送作業場が24時間稼働して3交替勤務を行うような場合は、合計の人数ではなく、同時に就業する労働者が最も多いときを基準として便所の必要数を算定します。

法令では、便所を男性用と女性用に区別すること、同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上の女性用個室（女性用便所の便房）を設けることが定められていますので、例えば女性労働者が同時に50人就業する事務所では、女性用個室を3個以上設ける必要があります。男性用については、用途が分かれてやや複雑ですが、同時に就業する男性労働者60人ごとに1個以上の男性用個室（男性用大便所の便房）を、30人ごとに1個以上の男性用小便所を設けることが定められているので、例えば男性労働者が同時に50人就業する事務所では、男性用個室を1個、男性用小便所を2個設ける必要があります。

さて、今回の改正では、「独立個室型の便所」という男女別をあらかじめ定めない完全個室タイプの便所の考え方を追加しました。公共交通機関や公共施設などで普及してきたバリアフリー（多機能）トイレや、個人宅にあるようなトイレで、「男性用と女性用に区別しないそれ単独でプライバシーが確保されている便所」のことを指します。独立個室型の便所については、大きな区画に仕切り壁で区切られた（目隠しにはなるが天井や床の近くは区切られていない）不完全な個室とは別の取扱いをすることになります。

従来は、独立個室型の便所は、男女別でないために、職場では法令上の便所に当たらないとされてきましたが、今回の改正により、便所として位置付けられました。男性用便所、女性用便所に加えて独立個室型の便所を設ける場合の、便所の必要数の考え方については、独立個室型の便所1個につき、男女それぞれ10人分相当として扱います。同時に就業する労働者が男女それぞれ50人ずつの事務所で、独立個室型の便所を1つ設けたときは、同時に就業する労働者数が男女それぞれ40人ずつとみなして男性用及び女性用の便所の必要数を決めればよいわけです。

職場にバリアフリースペースを設ける場合はもちろんのこと、来客の利便を考えて応接室近くに設けた独立個室型の便所も、従業員が利用可能であれば法令上の便所に含めることができます。

## (3)便所の設備：小規模作業場の例外

こうして独立個室型の便所が法令に位置付けられたことに伴い、少人数の作業場で2つ以上の便所を設けることが難しい場合に、独立個室型の便所1つをもって足りるとする規定も追加されました。少人数とは「同時に就業する労働者の数が常時10人以内」であり、やむを得ない場合の例外ですので、既存の男女別便所をこれに置き換えることなどは不適切で許容されません。

したがって、新たに少人数の労働者をもって起業する場合に例外的に適用されることにな

表 便所の設備基準 早見表  
～衛生器具ごとのキャパシティ～

	男性労働者	女性労働者
男性用大便所の便房	60人までごと	—
男性用小便所	30人までごと	—
女性用便所の便房	—	20人までごと
独立個室型の便所	10人までごと	10人までごと
独立個室型の便所 (小規模の例外として)	常時10人まで	

りますが、事業拡大に伴い労働者数が増えれば要件を満たさなくなりますので、給排水工事が困難で作業場を移転するまで考慮すると、あらかじめ必要な数の便所を設けておくべきではあります。

#### (4) その他

建築基準法施行令<sup>注5)</sup>では、便所の採光と換気に定めがありますので、留意ください。

また、貸しビルなど他の事業者と共用する建物について、法令に基づき事業者が設ける便所として、共用スペースに設けられた便所の設備を（利用可能であれば）含めることができますが、労働者の数に応じて設ける個室の数などは、共用する他の事業者の労働者数を合計した数に基づいて設けられている必要があります。

### 3 その他の取扱いの見直し

今回法令改正の対象となっていませんが、次のような関係条文について、法令の解釈見直しが行われ、取扱いが変更されています。

#### (1) 休養室・休養所

常時使用する労働者数50人以上又は常時使用する女性労働者数30人以上の事業場では、休養室又は休養所を男女別に設ける必要があります。休憩のための設備ではなく、体調不良時に一時的に横になって休むための場所です。法令で設置が義務付けられているとはいえ、使用頻度があまりにも少ないなどの理由で、昼食休憩などに使われたり、資材置き場としてふさがれたりし、必要なときに利用できない状態の設備もみられました。従来、休養室・休養所として専用のもを設けることとされていた法令解釈を見直し、専用設備として設けなくても、随時利用が可能となる機能を確保することに重点が置かれることとなりました。体調不良者が静かに休むことができるよう、プライバシー確保のために、入り口の目隠しや関係者以外の出入り制限などの配慮をしてください。

#### (2) 休憩の設備

休憩の設備とは、業務の合間に休息をとったり昼食休憩をとったりするための設備で、法令では設けることが望ましいとされています。法令に広さや必要な設備等についての要件はありませんが、労働者が必要な休息をとるための設備ですので、事業場でよく議論して充実させることが期待されます。

#### (3) 更衣設備等

事務所則に基づき設ける更衣設備には、ロッカー、更衣室、作業服の保管場所などが含まれますが、更衣室については、性別を問わず安全に利用できるようプライバシー確保にも配慮するよう求められます。法令に基づかない更衣室やシャワー設備を事業場として設ける場合も同様です。

#### 【参考】

注1) 事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000043\\_20161001\\_00000000000000](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000043_20161001_00000000000000)

注2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第3編「衛生基準」

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000032\\_20210401\\_502M60000100134](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000032_20210401_502M60000100134)

注3) 事務所則等改正リーフレット：<https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf>

注4) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」（令和元年7月12日付け基発0712第3号）

パンフレット：<https://www.mhlw.go.jp/content/000580827.pdf>

注5) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第28条「便所の採光及び換気」

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000338>